

JAカードローン融資要項（統一版）

1 貸付対象者

- (1) 個人の組合員であること。ただし、地区外に居住する准組合員については、県内に居住し地区内に勤務地を有している（以下、「地区内勤務者」という。）こと。
- (2) 契約時の年齢が満20歳以上満65歳未満であること。^{（補足）}
ただし、契約金額が50万円以内の場合は満70歳未満であること。

【補足】

- ・年齢は全て契約（予定）日を基準とする。

- (3) 前年度税込年収（自営業者の場合は「前年度税引前所得」）が次の条件を満たすこと。^{（補足）}
 - a 農業者の場合
 - (a) 契約金額が100万円以内の場合は、前年度税引前所得が150万円以上であること。
 - (b) 契約金額が100万円超300万円以内の場合は、前年度税引前所得が200万円以上であること。
 - b 農業者以外の場合
 - (a) 契約金額が100万円以内の場合は、前年度税込年収が200万円以上であること。
 - (b) 契約金額が100万円超300万円以内の場合は、前年度税込年収が300万円以上であること。
 - c 契約金額が50万円以内で勤続年数が1年未満の給与所得者の場合、「月収×15」が200万円以上であること。
 - d 契約金額が50万円超で親・子・関連会社への転籍者で、転籍後の勤続年数が1年未満の給与所得者の場合は、「月収×15」が上記bの基準を満たすこと。^{（補足）}

【補足】

- ・前年度税引前所得とは、収入から必要経費を差し引いた金額のこと。
- ・子会社とは、他の会社（親会社）が議決権株の過半数を保有している会社のこと。
- ・関連会社とは、他の会社が議決権株を20%以上50%以下所有している会社のこと。
- ・国・地方公共団体が20%以上出資している団体についても転籍先の対象とする。
- ・転籍とは、出向元との雇用契約は終了（退職）し、新たに出向先の会社と雇用契約を締結すること。

【特認事務】

- ・所得証明は公的証明書（給与所得者は住民税決定通知書あるいは課税証明書、自営業者は納税証明書あるいは確定申告書の受付印のあるもの）を原則とするが、農業者は農協発行の所得証明書、給与所得者は健康保険証で勤務先が確認できる場合の企業発行で印字されている源泉徴収票でも可とする。
- ・専従者給与所得および役員報酬は、原則として公的証明書により確認する。
- ・e-Taxを利用した確定申告書を使用する場合は、受付印に代わって受信通知の提出を受け、氏名、所得金額、申告納税額等の項目が確定申告書と一致していること、エラー情報が無いことを確認する。

- (4) 営農年数、勤続（営業）年数が次の条件を満たしていること。^{（補足）}
- a 契約金額が50万円超の場合は、営農年数または勤続（営業）年数が1年以上であること。
 - b 契約金額が100万円超300万円以内の場合は、営農年数または勤続（営業）年数が3年以上であること。
 - c 地区内勤務者は、勤務先の住所および現在勤務していることが確認できること。

【補足】

・親・子・関連会社への転籍の場合は連続勤務とみなす。

- (5) 農協との間に次の安定した信用事業取引実績があること。
- a 契約金額が50万円超100万円以内の場合
給振、財形、公共料金等の口座振替、J Aカード、定期貯金、定期積金、年金について、1種類以上の取引実績があること。
 - b 契約金額が100万円超300万円以内の場合
 - (a) 給与所得者は、給振、財形、公共料金等の口座振替、J Aカード、定期貯金、定期積金、年金について、2種類以上の取引実績があること。
 - (b) 農業者以外の自営業者は、農協との信用事業取引3年以上であり、定期貯金50万円以上の実績があること。
- (6) 信用状況に不安がないこと。^{（補足）}
- a 農業者以外の自営業者については、自宅に差押え、仮差押え、所有権移転の仮登記または所有権移転請求権の仮登記、予告登記・代位登記・短期貸借権の仮登記または本登記がないこと。
ただし、契約金額が50万円以内の場合は、確認を省略できる。
 - b 過去に差押等を受けたことのある者は、原則として貸付対象外とする。

【補足】

・信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金、共済掛金の未払金等がないこと、および個人信用情報機関の情報等を参考にして判断すること。

- (7) 契約金額が50万円超の場合、農業者以外の自営業者については、本人または家族の持家であること。
- (8) 居住実態が確認できること（申出のあった住所の確認ができること。）。
- (9) 貸付自粛対象者ではないこと。^{（補足）}

【補足】

・貸付自粛対象者ではないこととは、個人信用情報機関の情報において貸付自粛情報（自粛対象者の氏名、住所、生年月日その他自粛対象者を識別できる事項ならびに貸付自粛の申告があった旨およびその年月日その他信用情報機関が定める事項を内容とする情報）が登録されていないこと。

2 資金使途

組合員の生活に必要な一切の資金であること。

3 契約金額

契約金額が300万円以内（10万円単位）であり、次の条件をいずれも満たしていること。

- (1) 本ローン契約金額および他金融機関からのカードローン契約金額の合計額の前年度税込年収（自営業者の場合は前年度税引前所得）に対する比率が3分の1以内であること。
- (2) 本ローン契約金額および既往の多目的、フリー、マイカー、教育の各ローン残高、農協内その他無担保借入金（リフォームおよび富山県農業信用基金協会保証付の無担保の住宅資金を除く）および他金融機関からの無担保借入金の合計額の前年度税込年収（自営業者の場合は前年度税引前所得）に対する比率（以下、「借入比率」という。）が150%以内であること。^(補足)
- (3) 年間元利金返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内であること。^(補足)
 - a 前年度税込年収が150万円以上250万円未満 30%
 - b 前年度税込年収が250万円以上550万円未満 35%
 - c 前年度税込年収が550万円以上 40%

【補足】

・借入比率の算出式は次のとおり。

借入比率 = (本件を含む無担保借入金総額) / (前年度税込年収または前年度税引前所得)

・返済比率の算出式は次のとおり。なお、生活資金借入金とは、無担保、有担保を問わず、全ての生活資金とし、事業資金、貯金担保借入および農業関連資金は含まない。

返済比率 = (本件を含む全ての生活資金借入金の年間返済額) / (前年度税込年収または前年度税引前所得)

・年間返済額には、本ローンの年間返済額のほか、他の借入金の返済額（事業資金、貯金担保借入は含まない。）を加えるものとする。

・本ローンおよび各金融機関の各種カードローン（約定返済型・随時返済型）の年間返済額は、原則として極度額の2%（万円未満の金額は万円に切上げ。）の12倍とする。

- (4) 本ローン契約金額、既往の多目的、マイカー、教育の各ローン残高、JA内その他無担保借入金貸付額（リフォームおよび富山県農業信用基金協会保証付の無担保の住宅資金を除く）の合計額が1,000万円以内であること。^(補足)
- (6) 本ローン契約金額、既往の多目的、マイカー、教育、リフォーム（富山県農業信用基金協会保証付の無担保住宅資金を含む）の各ローン残高、JA内その他無担保借入金貸付額の合計額が1,500万円以内であること。^(補足)

【補足】

・他農協でのローン、借入金残高も含める。

4 契約期間

- (1) 契約日から1年後の応当日の属する月の1日（休日の場合は翌営業日）までとする。
- (2) 契約者から解約の意思表示がなく、農協がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。^(補足)

【補足】

- ・ 契約更新時の点検は次のとおり。
 - a K S C情報において、貸付自粛情報がないこと。
 - b 農協内において延滞のないこと。
 - c 利息徴収時点で延滞が発生し、1か月経過後も解消していない場合または更新日の2か月前の所定の日に極度額の90%以上残高のある場合は、C R I N情報の事故情報がないこと。
 - d 利息徴収時点で延滞が発生し、1か月経過後も解消しない案件は、所在等連絡先が確認できること。
- ・ 点検を行った結果、上記の基準を満たさない場合は、解約または新規契約に準じた審査を行うこと。

- (3) 農業者の場合は満70歳、農業者以外の場合は満65歳の誕生日以降の契約更新は行わない。
ただし、契約金額が50万円以内の場合は、満70歳の誕生日以降の契約更新は行わない。

【特認事務】

- ・ 64歳（農業者および契約金額50万円以内の場合は満69歳）で契約更新を行った場合は、1年後の契約満期日には更新は行わない旨通知を行う。

5 貸付金利

農協所定の利率とし、金利種類は変動金利型であること。

6 担保

担保は設定しない。

7 保証

富山県農業信用基金協会の保証が付されていること。

8 元利金の返済方法

(1) 約定返済^(補足)

- a 返済日は、毎月1日（休日の場合は翌営業日）とする。
- b 返済方法は、返済用貯金口座からの自動引落としとする。
- c 返済額は、次のいずれか少ない金額とする。
 - (a) 前月約定返済日（通常1日）の貸越残高の2%（万円単位切上げ）
 - (b) 当月約定返済日前日の貸越残高

【補足】

- ・約定返済は前月約定返済日現在の貸越残高により、次のとおり万円単位の金額となる。

| 前月約定返済日貸越残高 | 当月の約定返済額 |
|-------------|--------------------------|
| 1万円未満の場合 | 前月約定返済日現在の貸越残高 |
| 1万円以上50万円以下 | 1万円 |
| 50万円超の場合 | 貸越残高が50万円増す毎に1万円ずつ増額した金額 |

(2) 任意返済

- a 返済日は、随時とする。
- b 返済方法は、窓口（償還用貯金口座からの振替）または現金自動預入支払機（貸越専用口座への直接入金）とする。
- c 返済額は、貸越残高の範囲内とし、貸越残高を超える部分は顧客からの依頼により返済用貯金口座への入金を行う。

9 遅延損害金

農協所定の利率とする。遅延している元金に対して請求する。

10 その他

- (1) この要項に別段の定めがないものについては、この農協の定款、信用事業規程ならびに信用事業方法書および貸出事務手続（統一版）等の定めるところによる。
- (2) 富山県農業信用基金協会の保証に関する事項については、同協会の諸規程等による。